

単体ソルベンシー・マージン比率

国内の保険会社は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づき、単体ソルベンシー・マージン比率を算出しております。

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(下表の(B))に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：下表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(下表の(C))であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2024年12月31日)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	16,137	14,258
資本金又は基金等	15,177	13,713
価格変動準備金	108	114
危険準備金	0	0
異常危険準備金	1,170	904
一般貸倒引当金	1	1
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	△ 320	△ 475
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	5,089	5,207
一般保険リスク (R ₁)	4,450	4,566
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	0	0
資産運用リスク (R ₄)	1,129	1,130
経営管理リスク (R ₅)	177	180
巨大災害リスク (R ₆)	321	322
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	634.1%	547.6%

(注) 当第3四半期会計期間(2024年12月31日)の単体ソルベンシー・マージン比率は、基礎数値の一部を中間会計期間(2024年9月30日)と同値とするなど、一部に簡便的な方法を用いて算出しております。